

子育てヘルプ[®] (子育て世帯訪問支援事業)のご案内

事業概要など

- 子育てにサポートが必要な家庭に支援を行うことで、子育てされる方の負担を減らし、安定した子育てが行えるようにするため、ヘルパー派遣による家事等の支援を行っています。
- 西宮市内にお住まいで、親族等の十分なお手伝いが期待できず、他の子育て支援サービスを利用しても子育ての負担が大きい、次のいずれかのご家庭が対象となります。

【産後ヘルパー】：出産直後で母体が回復するまでの期間（産後 8 週間まで）にある家庭
 出産後間もない期間（産後 1 年まで）にある多胎児を在宅で養育する家庭
 （保育所等の利用により、日中在宅で育児をされていない方は対象外）

【育児支援ヘルパー】：出産後間もない時期（概ね 1 年程度）に、育児ストレス等のため、子育てされる方が子育てに対して強い不安や孤立感等を抱えておられる家庭
 食事などの日常生活について子育てを支援することが特に必要な家庭及びそのおそれのある家庭
 （いずれも市担当による家庭状況の確認を実施。診断書等是不要）

【産前ヘルパー】：産前のひどいつわり、切迫早産など安静が必要で家事や子育ての負担が大きいと認められる、正産期（妊娠 37 週）の前日までの期間にある家庭（上記を示す診断書等が必要）（いま現在育児をされていない妊婦の方は対象外）

支援内容・利用料など

(ア) 時間：1 日 1 回、1 時間 30 分以内

(イ) 派遣期間：

- ・産後ヘルパー（出産日～8 週間以内 ※多胎児家庭は出産日～1 年以内）
- ・育児支援ヘルパー（家庭の状況に応じて決定 ※最大で決定日～1 年以内）
- ・産前ヘルパー（決定日～正産期の前日まで ※ただし、診断書等に記載された期間が対象）

※多胎児家庭における育児支援ヘルパー・産前ヘルパーの利用時は、お子さまの人数に関わらず 20 回までとなります。

(ウ) 上限回数：上記派遣区分ごとにそれぞれ 20 回まで（※産後ヘルパーにおける多胎児家庭は、出産されたお子さま 1 人あたり 20 回まで）

(エ) 派遣可能日：最大で月曜～日曜日（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

(オ) 時間帯：最大で午前 8 時～午後 6 時（終了）

(カ) 利用料：所得に応じて決定します。（1 回あたり 900 円、450 円、無料） ※初回～5 回目までは無料

※事業者により異なります。祝日の派遣可否等、派遣可能日・時間帯の詳細はホームページ別添資料「登録事業者一覧」を参照してください。

※ヘルパーの業務内容については、ホームページ別添資料「支援内容の詳細」をご覧ください。
 【注】できること、できないことの区別や注意事項について、必ずご確認をお願いします。

お手続きの流れ(産後ヘルパーの場合)

～派遣開始までに原則 1 回の家庭訪問があります。～

出産前

①電話で相談 ※来庁不要 ②市担当によるご家庭の状況の聞き取り ③申請手続（「にののみやスマート申請」より）

④申請受付後、市担当と派遣先事業所の職員による家庭訪問(初期面談)

★利用に際する留意事項等の説明や支援内容の打ち合わせを行います。
 ★出産後にスムーズにヘルパー派遣ができるよう、原則、出産前に行います。
 （③の申請手続以降に日程調整の上、お伺いします。）※所要時間：30 分程度

★出産連絡を頂かないと、ヘルパー派遣の開始ができません。（必ずご本人様よりご連絡ください。）
 ※予定日を過ぎてても出産連絡が届かない場合、市担当から連絡が入る場合があります。

出産後

⑤出産連絡（出産日・退院日を市へ連絡）※この時に派遣開始希望日を確認・調整

⑥派遣決定（決定通知書は自宅へ郵送）⑦派遣開始前に派遣先事業所から派遣開始日・内容等の電話連絡が入る ⑧派遣開始

【ご相談・問い合わせ先】

西宮市役所子供家庭支援課「子育てヘルプ」担当

TEL：0798-35-3177